

震災関連記事のみ抜粋



商工業者総決起

産業復興神戸大集会

～来る6月16日に開催～

新しい神戸の再生に向けて

阪神大震災により大きな打撃を被った地元産業界では、震災から約四ヵ月が経過し、ライフラインや交通機関の復旧とともに次第に街に明るさが戻り、復興への取り組みが本格化している。このような状況の中、本所では、復興対策の強化を国・地方自治体に求めるとともに、企業・経済界自らが元気を取り戻し、地元産業の復興・再生を着実なものとするため、地元経済界を結集し「商工業者総決起—産業復興神戸大集会—」を開催することとなった。

本所では、戦後最大の危機に瀕している神戸産業の一日も早い復興・再生を押し進め、新たな神戸の創造に向けて奮起するために、来る六月十六日に、地元経済三十団体の共催により「産業復興神戸大集会」を開催する。

第一部の決起集会では、港湾、ケミカルシューズ、酒造、小売商業、観光など各業界の代表から復興に向けた取り組みや現在の進捗状況などの報告発表があり、最後に、産業復興に対する決議を採択する予定。

引き続き、第二部では、「日本沈没」「首都消失」 など数々のベストセラーで著名な、地元出身の作家・小松左京氏より「新しい神戸の再生に向けて」と題した特別講演会が開催される。



元気いっぱいパレード行進

元気復興ウィーク期間中、市内では楽しいイベントが繰り広げられた。

写真は阪急少年音楽隊のパレード行進（＝4月29日三宮センター街）

商工業者総決起

産業復興神戸大集会

日時 平成7年6月16日(金) 午後2時－4時30分

場所 新神戸オリエンタルホテル10階「真珠の間」
(中央区北野町1丁目 神戸市営地下鉄新神戸駅下車スグ)

内容 〔第1部〕決起集会

◇業界代表の意見発表◇激励の言葉(川上関経連会長、大西大商会頭)◇決議採択〔第2部〕特別講演 講師 作家・小松左京氏「新しい神戸の再生に向けて」

参加費 無料(記念品準備)

【申し込み・問い合わせ先】 総務部TEL303－5801

移転企業は神戸復帰を希望

阪神大震災の影響に関する調査

本所では県下に本社を置く企業を対象に、阪神大震災の影響に関する調査を行った(回答社数五百二十七社)。

これによると、神戸市内のほとんどの企業が「被害を受けた」としており、「極めて大きな被害を受けた」「大きな被害を受けた」企業は五〇・八%と過半数を占めた。

今回の阪神大震災では業種、規模に関わりなく多くの企業が被害を受けているが、特に運輸・倉庫業での被害が大きく、「大きな被害を受けた」と回答した企業がおよそ七割を占めた。これは運輸・倉庫関連企業の立地が海岸沿いに多いという点が関係したものと思われる。

そのほか不動産業、出版・印刷業、ゴム製造業なども「大きな被害を受けた」とする企業がおよそ半数を占めた。

震災で被害を受けたことにより本社機能、生産拠点を移転した企業は二割程度あるが、一時的なものと考えており「市外に移転し戻らない」とする回答は皆無であった。

売上高の回復見込みについては、「一年以上かかる」が最も多く、震災の影響が長期化するものと考えられる。

また、資金繰りの問題としては「長期資金が必要」「短期資金が必要」「売掛金回収が困難」などが挙げられた。

金融・税制など一層の支援策を要望

産業復興会議

牧会頭が座長を務める「産業復興会議」は四月二十八日、村山総理、小里地震担当相をはじめ関

係各省庁などの幹部に対し、金融、税制、雇用などの経済対策と先導的産業復興プロジェクトへの支援を柱とする二十一項目の要望書を提出した。

同会議は兵庫、神戸の経済界と自治体、学識者が一体となって、地域経済の復興方策を協議するために、二月五日に設置され、国などへの要望を取りまとめるとともに、短期、中期、長期にわたる産業復興計画を六月中に策定することになっている。

今回の要望は発足直後に行った緊急要望に次いで二回目のもので、前回の要望に対する政府の対応を評価しつつ、いまだ厳しい状況下にある地元の窮状を訴え一層の支援を要望している。

個別の項目では、経済政策として中小企業のための限度額三～五億円の低利融資の創設、固定資産税などの減免、雇用調整助成金の暫定措置の期限延長を求めている。また、復興プロジェクトでは国際ビジネスエリア、エンタープライズゾーンなど国際経済文化機能の整備、神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想、東播磨情報公園都市構想など情報化都市構想の推進や輸入住宅総合センターなどへの支援を訴えている。

牧会頭震災復興を祈願

長田神社商工祭

第六十回長田神社商工祭が、五月一日長田神社で行われた。

例年この時期に開かれ、今年は、第六十回の節目を迎えるが、先の阪神大震災により市内商工業者や市民が甚大な被害を受けたため、記念式典・行事をとりやめ神戸市震災復興商工業繁栄祈願祭が行われた。

市内商工業界を代表して本所の牧会頭が「諸産業の守護神である長田大神のご加護のもとに、神戸をこれまでにままして素晴らしい街へとよみがえらせ、後世へ引き継がねばならない」と祭詞を奏上し、神戸市の震災復興を祈願した。



商工業会を代表して牧会頭が復興を祈願

全国の商工会議所へ神戸観光復興をPR

市内では、復興が進むにつれて、震災後休業していた宿泊施設や観光施設が次々と営業を再開している。しかし、観光や宿泊施設の復旧状況が十分伝わっておらず、観光客が減少しているため、本所では、先月「よみがえる元気ある神戸に来てください」と日本商工会議所のファクシミリ通信で、全国五百十三商工会議所へ神戸観光復興をPRした。

本所では引き続き神戸国際観光協会と協力して、「観光の街神戸」復活を支援していく。

中小企業の被災建物の解体・撤去費用の公費負担について

被災建物の解体・撤去費用に関しては、下記の要件を満たす中小企業については公費負担されます。これからオフィス・店舗・工場を解体・撤去される事業所の方は、必ず事前にお近くの区役所までお申し出下さい。

〔適用を受ける中小企業の定義〕

業種	従業員規模・資本金規模
工業・鉱業・ 運送業等 卸売業 小売業・サービス業	300人以下又は1億円以下 100人以下又は3千万円以下 50人以下又は1千万円以下

神戸市災害廃棄物対策室



広告

復興情報コーナー

内容（本文）は省略

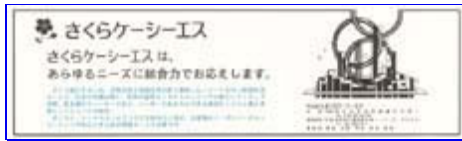
事業再建のためのPRや支援の情報をお寄せ下さい。（採否に関しては編集部にご一任お願いします）

神戸商工会議所経済情報センター

TEL303-5812 FAX303-2313

- 梱包業務の委託
- 海外引き合い情報
- オフィス・工場・土地の貸与情報（4月25日現在）
- 被災企業の従業員への社宅・寮の提供
- 無償で貸与できる機械や設備

- 特殊技術をもった社員のボランティア派遣
- 第32回八尾市産業博神戸支援コーナー（仮称）出展企業募集



広告



広告

オフィスにおける地震対策

阪神大震災の発生から四ヵ月が経過し、多くの研究機関・大学などより被災状況に関する調査結果が順次公表されつつあります。

当社においても、震災直後より阪神地区で千五百件を超えるオフィス再開に社内外より多数のスタッフが現地入りをし、復旧支援活動を行ってきました。

今回の地震波の特徴は、横揺れの絶対的な大きさに加えて大きな縦揺れが発生したことで、オフィスの被災状況も従来と異なっています。

その中で特徴的な事例としては、次の三点が挙げられます。

1. 壁面収納家具などの背の高い家具は、天井に密着させているものの転倒は少ない。
2. ローパーティションやセンター収納什器、デスクなどは、レイアウトの工夫により、転倒の可能性を少なくできる。
3. 天井、壁、床などの材質により固定家具が十分な機能を果たしていない場合がある。

今回の復旧支援活動を通じて得られた多くの教訓と、過去十年余にわたって継続してきた数多くの振動試験の結果から、当面のオフィスの地震対策についての考え方を以下のようにまとめておきます。

より安全なオフィス環境を創造するために、今一度原点に立ちかえってオフィスの地震対策について考えてみて下さい。

1. オフィスの地震対策の三つの視点

1. 人命の安全確保

最も優先順位の高い課題です。非常時の退路を断つものは家具だけではありません。全体的な避難計画と共に、自主防災組織が必要です。その中で、消火器などの防災備品の整備や、地区の消防署などと連携した防災訓練の実施が望まれます。

2. オフィスの機能維持

情報・書類・資産の被害を最小限にとどめ、かつ事業の早期復旧を可能とするためには、さまざまな施策が必要です。

- ・ 情報システムのバックアップシステムと非常電源の確保
- ・ 重要書類は耐火庫に保管
- ・ 通信における専用回線や携帯電話の設置
- ・ コンピューターシステムの低層階設置や免震床の採用

3. 安全に対するコスト

人命の安全確保や、オフィスの機能維持のための諸施策を実施するための「コスト」をどこまでかけるのか、あらかじめ検討しておくことが重要です。優先順位を決めて、できるところから確実に実施しておくことが望めます。

2. オフィス家具の対策

1. レイアウト上の対策

避難に有効な通路を確保したり、避難通路や避難方向を明確にするばかりでなく、ローバーティションや中間収納などの家具はレイアウトの組み方により、地震時に転倒しにくくなります。

2. 家具設置時の対策

オフィスの中には、デスク、いす、棚類、保管庫などとともに、OA機器、ファクシミリ、照明機器と各種配線など、さまざまな家具、機器が混在しています。その中で、オフィス家具を設置する際に、有効な対策には以下のようなことが考えられます。

- ・ 上下二段に重ねているものは固定金具や耐震テープを利用して連結する。
- ・ 中間に位置している家具は金具で床固定をするとともに、横連結・前後連結が可能な場合も固定金具や、耐震テープを利用して連結する。
- ・ 天井近くまでの背の高い家具は必ず壁に固定し、天井までの空間を埋めるために天突っ張りを施す。
- ・ デスクや保管庫などの引き出し、扉はラッチ付きのものを使う。
- ・ ガラスには飛散防止フィルムを貼り付ける。
- ・ 施工を確実にを行うために、家具の施工は専門の施工業者に任せる。

3. 使用上の対策

使用上の対策は、日頃の心掛け次第ですぐに実施可能なことばかりです。職場のモラル向上のためにも、ぜひ実施していただきたいものです。

- ・ 収納家具の収納物は軽いものを上部に、重いものは下部に入れる。
- ・ 収納家具の上に落下しやすいものを置かない。
- ・ 通路に物を置かない。
- ・ デスクやテーブルの下はきれいにする。（一時避難空間になる）
- ・ 取付ネジ類は、定期的に点検をして締め直す。

3. 問題・課題

今後の方向性としては、オフィス家具を建物の一部と考え、建築物の地震時の挙動を十分考慮した総合的な耐震対策が重要であると考えております。

とはいえ、地震国、日本において、地震対策をおろそかにすることは絶対に避けなければなりません。今後はユーザー各位とオフィス家具メーカーが積極的に知恵を出し合い、より安全なオフィス造りをめざすことが重要であるといえます。

【問い合わせ先】

[illegible]

廣告

震災にかかわる法律問題Q&A

Q マンションの一室を購入する契約を締結して手付け金の支払いを済ませましたが、売買代金の決済・移転登記・引き渡しを済ませる前に今回の地震にあい、マンションが崩壊してしまいました。売主は、代金を支払えと請求してくるのですが、マンションが崩壊してしまっているのに代金を支払えとはとんでもないと思います。いかがでしょうか。

A 今回の地震でマンションが崩壊したこと自体は、いわゆる不可抗力として売主の責任でもましてや買主の責任でもありません。このような場合に、民法の原則では、売主はマンションを引き渡す義務がなくなるのに対し、買主は契約を解除することができず売買代金を全額支払わなければならないとされています（民法五三四条）。マンションの売主はこの規定に基づき、あなたに売買代金の支払いの請求をしているものと思われます。

しかし、普通によく交わされている売買契約書には、不可抗力による危険の負担に関して特別の条項を設け、売買代金の決済の時点や移転登記の時点あるいは引き渡しの時点を基準にして、その時点より前は売主が負担し、それ以後は買主が負担するという条項となっていることが多いので、まず契約条項をよく確認してください。このような契約になっている場合には、この契約条項に従い、地震によるマンション崩壊の危険は売主が負担することになり、本件では買主であるあなたには代金支払義務がありませんし、手付金も返してもらえます。

さて、そうするとこのような契約条項がない場合には、民法の原則にかえて買主は売買代金を支払わなくてはならないのでしょうか。しかし、この場合買主はマンションを手に入れることができないのに売買代金のみを支払わなければならないことになり、あまりにも買主に酷ではないかということで、学者の間では引き渡し・登記・代金支払いのうちのいずれかが生じた後に民法五三四条を適用すべきだなどという説が有力です。この立場に立つと特約がない場合でも、本件の場合には代金を支払う必要がないということになります。

判例には、この点に関する不動産売買についてのものはなく、動産（蚊取線香）の売買の場合について、最高裁判例は、右蚊取線香の売買は特定物の売買であるから、空襲によって右線香が滅失したとしても売主の代金債務が消滅する理由はないとしましたが、この事案では売買契約当時すでに蚊取線香は買主が保管しており、簡易の引き渡しが終わっていた事案であり、民法五三四条のことまでいう必要はなかったのではないかともしわれています。したがって、判例が本件のような場合にまで同じ取り扱いをするかどうかは疑問です。いずれにせよ本件のような不動産の売買に民法五三四条が適用されるかどうかについて、今後判例がどのようにいうか待たなければなりません。

したがって、結局、特約がある場合にはそれに従いあなたに売買代金の支払義務は生じませんし、またたとえ特約のない場合でも支払義務がないという前提で売主と交渉することは十分に理由のあることだと考えられますので、簡単にあきらめず粘り強く売主と交渉することが大事だと思います。

なお、建物が倒壊しないまでも、外壁にひびがはいったりして修理をしなければならない場合も同じ問題が生じますので、参考にして下さい。

（弁護士 今後修）

パート雇用相談室

1.パートタイムとは

今回の震災に伴い、雇用問題が深刻化していますが、なかでもパートタイム労働者の雇用管理にお悩みの企業も多いかと思われます。

そこで、今回からパートタイム労働者の雇用管理上の諸問題をQ&A形式で掲載します。

Q パートタイム労働法で対象とされる労働者とは具体的にはどのような人をいうのでしょうか。

A 現在のところ法律上では、パートタイマーやパートタイムという名称で定めた規定は見当たりませんが、パートタイマーとは、ある時間だけ勤務する人のことであり、パートタイムとは、その事業所に雇用される通常の労働者の労働時間より少ない一定の時間を勤務する人を呼称しています。

平成五年十二月一日より施行されたパートタイム労働法に、その対象となる「短時間労働者」の定義が同法第二条で定められています。

「短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間にくらべて短い労働者をいう」と定めています。

通常の労働者とは、正社員の労働者をいい、労働契約上、雇用期間の定めがなく、賃金、賞与、退職金、昇給昇格などが明記されている、いわゆる定年までは雇用形態が続く人をさしています。

また、通常の労働者にくらべて一週間の所定労働時間が「短い」というのは、通常の労働者の所定労働時間より一割から二割程度以上短いことをいいます。

具体的には、通常の労働者の一週間の所定労働時間が四十時間であれば短時間労働者の一週間の所定労働時間は、三十五時間以下となります。

このようなことから、短時間労働者（パートタイム労働者）の労働時間、労働日数については、

「一週間の所定労働時間が三十五時間未満で、一週間の所定労働日数が四日以下」または「一週間の所定労働時間が三十五時間未満で、一年間の所定労働日数が二百十六日以下」の者となります。

会社によっては、所定労働時間が通常の労働者とほとんど同じ短時間労働者のうち、通常の労働者と同様の就業実態にあるにもかかわらず、処遇または労働条件などについて通常の労働者と区別して取り扱っている場合があります。しかし、その者については、通常の労働者としてふさわしい処遇をするように努めるよう定められています。

Q 短時間労働者をパートタイマーとか、アルバイトと呼んでもいいのでしょうか。

A パートタイマーは、短時間労働者にあたることが多く、企業においては雇用形態上、正社員との区別を明確にするため、従来どおりパートタイマーとかパートタイム労働者と呼んでもかまいません。

また、アルバイトと呼ぶのは、なんらさしつかえないのですが、ほとんどが学生を中心として使用されることが多く、卒業までとか、または夏・冬休みなど企業の繁忙時に一時的に就労するというように雇用期間は限定されていますが、一日の所定労働時間については正社員とほとんど同じ場合が多いことから、短時間労働者にはあたらないことのほうが多いでしょう。

（社会保険労務士 岡西英二郎）

譲渡益課税の改正について

平成七年度税制改正のうち、個人の土地等の長期譲渡所得課税について見てみましょう。

1.概要

- 1.個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分については、三二・五%（所得税二五%、住民税 七・五%）の税率により課税されることになる。
- 2.現行の一律三九%（所得税三〇%、住民税九%）の税率が緩和される。
- 3.改正税率は、平成七年一月一日以後に行う土地等の譲渡について適用されることになる。

2.内容

(1)土地等を譲渡した場合の譲渡所得の区別

長期譲渡所得

所有期間（譲渡した年の一月一日における所有期間。以下同じ）が五年を超えるものを譲渡した場合に生じる所得

短期譲渡所得

所有期間が五年以下のものを譲渡した場合に生じる所得

(2)個人の土地等に係る長期譲渡所得の税率の二段階化と所得税・住民税の軽減

- 1.特別控除後の譲渡益のうち、四千万円以下の部分に限り税率は三二・五 %（所得税二五%、住民税七・五%）
- 2.特別控除後の譲渡益のうち、四千万円超の部分は現行通り三九%（所得税三〇%、住民税九%）

3.税金の計算方法

(1)特別控除後の譲渡益が二千万円のケースと六千万円のケース（表参照）

(2)軽減内容（1参照）

今回の二段階税率により、四千万円以下は定率六・五%の軽減、四千万円超は定額二百六十万円の軽減となる。

4.軽減税率適用の留意点

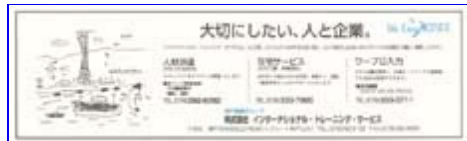
- a. 長期譲渡所得に限られていること。
- b. 軽減される税率の適用は、七年一月一日以降に行われる土地等の譲渡からとなるが、八年一月一日以後に土地等の譲渡をする者が、その前年に土地等の長期譲渡所得を有する場合には、この長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得の全額に加算した上で3の改正法による税額計算を行う。その上で、求められた算出税額から前年の長期譲渡所得に係る税額を控除した残額が、その年の長期譲渡所得に係る税額となること（2参照）

（公認会計士 友弘正人）

表

	改正前	改正後
2,000万円	2,000万円 ×39% = 780万円	2,000万円×32.5% = 650万円
6,000万円	6,000万円 ×39% = 2,340万円	4,000万円×32.5% = 1,300万円 2,000万円×39% = 780万円 計 2,080万円

※課税長期譲渡所得金額の計算



広告

お急ぎ下さい！
七月一日PL法施行

中小企業PL保険募集締め切り迫る

本年七月一日のPL（製造物責任）法施行まで約一カ月半となりました。

このPL法の施行により今後、企業に対する損害賠償請求や訴訟が増大するといわれ、企業責任はますます重くなります。

○過去のPL賠償事例

- ・サルモネラ菌に汚染された卵豆腐を食べた者が、食中毒のために死亡。メーカー、卸売店、小売店に対して約一千九百三十四万円の損害賠償責任を認めた。（昭和四十七年十二月二十七日、岐阜地裁）
- ・自動車販売業者が販売した中古車によるスリップ事故が発生。タイヤが磨耗し危険であることを十分認識していながら、タイヤを交換しなかった販売業者の責任を認め、総額二百三十四万円の損害賠償金の支払いを認めた。（昭和四十八年一月二十日、京都地裁）
- ・米国製の空気残量計を装着した潜水器一式（アクアラング）を装備して潜水中、水圧により残量計が正常に作動しなかったため、減圧症にかかったとして空気残量計を米国より輸入した業者に対して訴訟が起こされた。判決は、この輸入業者に対して約三千四百十四万円の損害賠償金の支払いを命じた。（平成三年六月二十八日、鹿児島地裁）

〔資料提供・日本火災海上保険（株）神戸支店〕

このように賠償金は、企業経営を揺るがすことにもなりかねず、中小企業にとっても、他人事ではありません。

万一のアクシデントをしっかりカバーする中小企業PL保険は保険料が従来の五三%と低率で、しかも全額損金処理が可能です。

保険料は、前年の売上高と業種によって決定されます。例えば、売上高一億円で、保険金額三億円のCタイプの保険料は、1食品製造業の場合五万一千八百円2電子部品製造業の場合四万六千円3飲食店の場合八万四千九百円となります。

平成七年五月三十一日までに加入されますと七月施行のPL法に対応できますので、この期日までにぜひ加入下さい。

加入申し込み及びお問い合わせは損害保険会社または損害保険代理店へお願いします。

【本所のお問い合わせ先】

会員事業チームTEL303・5802

◎経営に関するご相談は、各支部・支所へ

オリジナルTシャツを発売中

WE LOVE KOBE元気復興委員会



2種類のデザインがあるオリジナルTシャツ

WE LOVE KOBE元気復興委員会では、四月末より、新しいキャンペーンロゴマークを使用したTシャツを作成し、市内各百貨店などで、発売を行っています。

売価は一、九〇〇円（消費税込み）で、ロゴマークが胸または、背中にプリントされており、二種類のデザインがあります。サイズはMまたはL。本所においても、期間限定で販売します。

また、作詞阿久悠、作曲・唄平松愛理の「美し都（うましみやこ）」のシングル盤CDが四月二十一日より全国一斉発売されました。こちらは売価八〇〇円（消費税込み）で、売り上げから発生する印税や利益はすべて義援金として寄付されます。

【Tシャツ購入申込先】

中小企業振興部TEL303・5810



**キャンペーンソングCDは、
全国のレコード店などで発売中**

危機管理体制下の経営をサポートする

雇用問題関連緊急セミナー

日 時 6月14日（水）午後1時30分－3時30分

場 所 神戸市産業振興センター9階901号室（神戸ハーバーランド内）神戸市中央区東川崎町1－8－4

講 師 兵庫地方職業安定審議会委員 兵庫県雇用促進事業団運営協議会会長 三木幸四郎

定 員 100名（定員になり次第締め切ります）

参加費 無料

申し込み先 電話で下記までお申し込み下さい。神戸商工会議所産業復興支援センター
TEL303－1001

神戸元気復興祭開催

地域の住民や企業活動に復興への希望と活力を与えるため、神戸青年会議所（理事長＝団秀和）は各地の青年会議所の支援を受けて「神戸元気復興祭」を開催します。

日 時 六月十日（土）午後一時－四時、十一日（日）午前十時－午後四時

場 所 メリケンパーク、ホテルオークラ神戸

主 催 （社）神戸青年会議所

内 容 前夜祭コンサート、チャリティーステージ、二〇〇二年ワールドカップ誘致キャンペーンほか

【問い合わせ先】 （社）神戸青年会議所（TEL303・0075）

大自然とのふれあい

富山でのホームステイ募集

富山商工会議所青年部（会長＝翠田章男氏）では神戸商工会議所の会員子弟を対象に七月二十八日より三十一日の四日間富山でのホームステイを企画。本所に対して参加希望者の募集依頼がありました。

富山ステイは今年で第八回目を迎えますが、今年は特に阪神大震災で大きな痛手を負った神戸の子供たちを迎えたいとの希望がありました。募集要綱は次の通り。

主 催 富山商工会議所青年部

対 象 神戸商工会議所会員の子弟（小学三年生以上中学三年生まで）

募集人員 約二十名

参加費 無料（交通費のみ実負担、一万二千円）

場 所 富山市周辺

日程（予定） 一日目＝青年部会員宅にてホームステイ（分宿） 二日目＝立山山麓キャンプ 三日目＝越中五箇山宿泊 四日目＝富山市内企業見学ののち帰神

応募締め切り 五月二十六日（金）（申込者多数の場合は抽選）

【申し込み先】 神戸商工会議所中小企業振興部（TEL303・5810）



広告

(c)神戸商工会議所「デジタル化：神戸大学附属図書館」